

事業所向け



漁町住居表示事業の 実施について

令和6年9月

令和6年10月更新

恵庭市生活環境部市民課

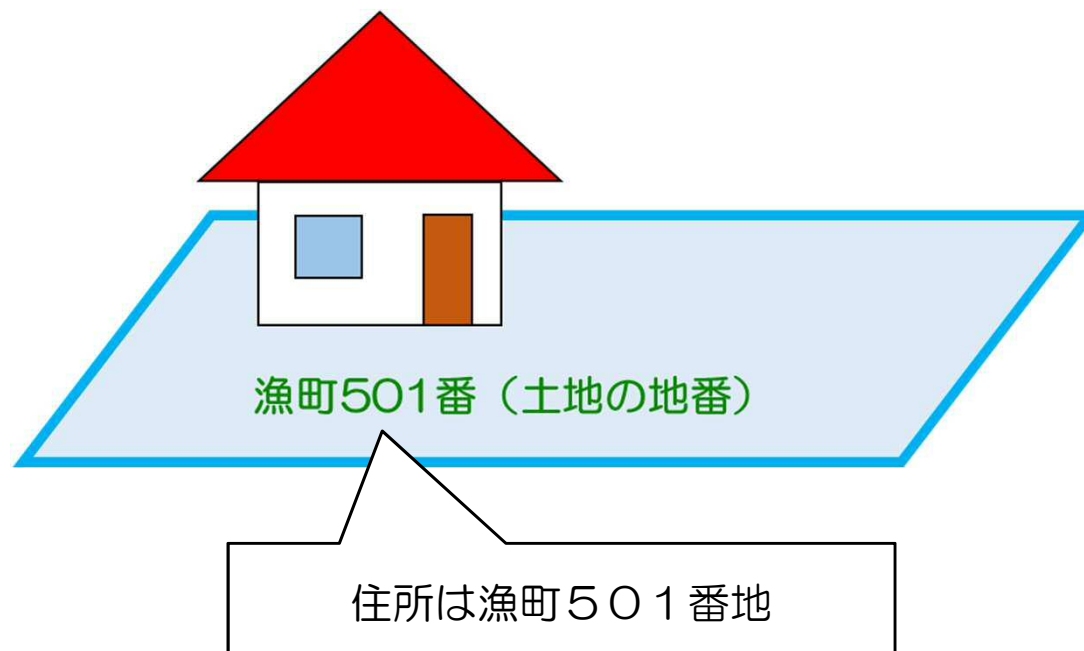
はじめに

住居表示事業とは	3～8
住所と地番の関係	9
標識等の設置	10～11
住居表示のメリット	12
住居表示実施後の手続き	13～19
実施スケジュール（予定）	20
おわりに	21

住居表示事業とは①

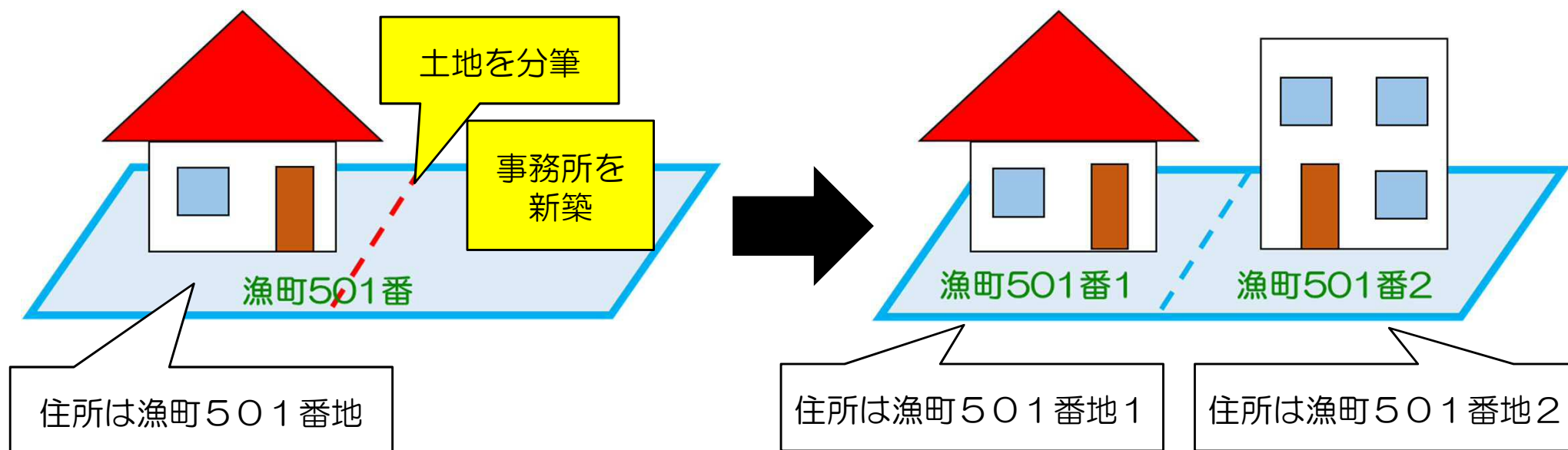
現在、漁町では「漁町〇〇番地」または「漁町〇〇番地〇」という不動産登記における土地の地番を住所として使用しています。

【例】



住居表示事業とは②

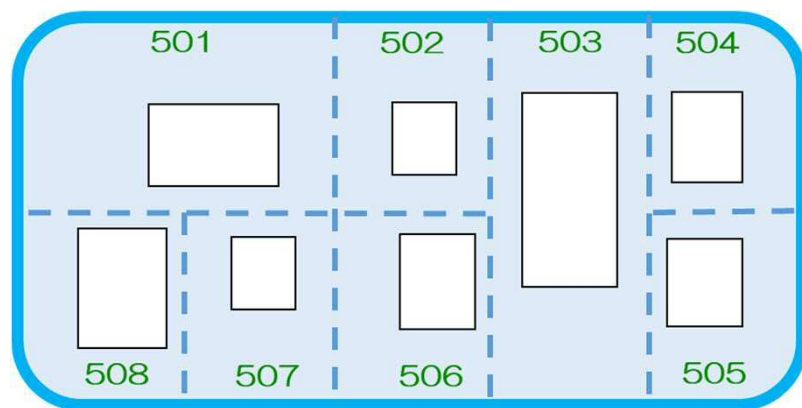
しかし、地番は土地を複数に分けたり（分筆）、ひとつにまとめたり（合筆）すると変わります。



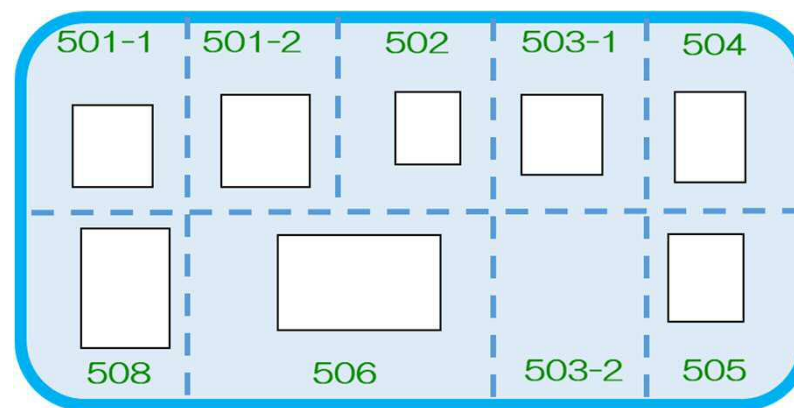
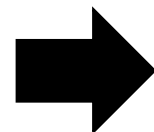
住居表示事業とは③

そのため、長い年月の中で地番が順序良く並んでいなく、住所がわかりづらくなってしまっているところがあります。

【例】



過去

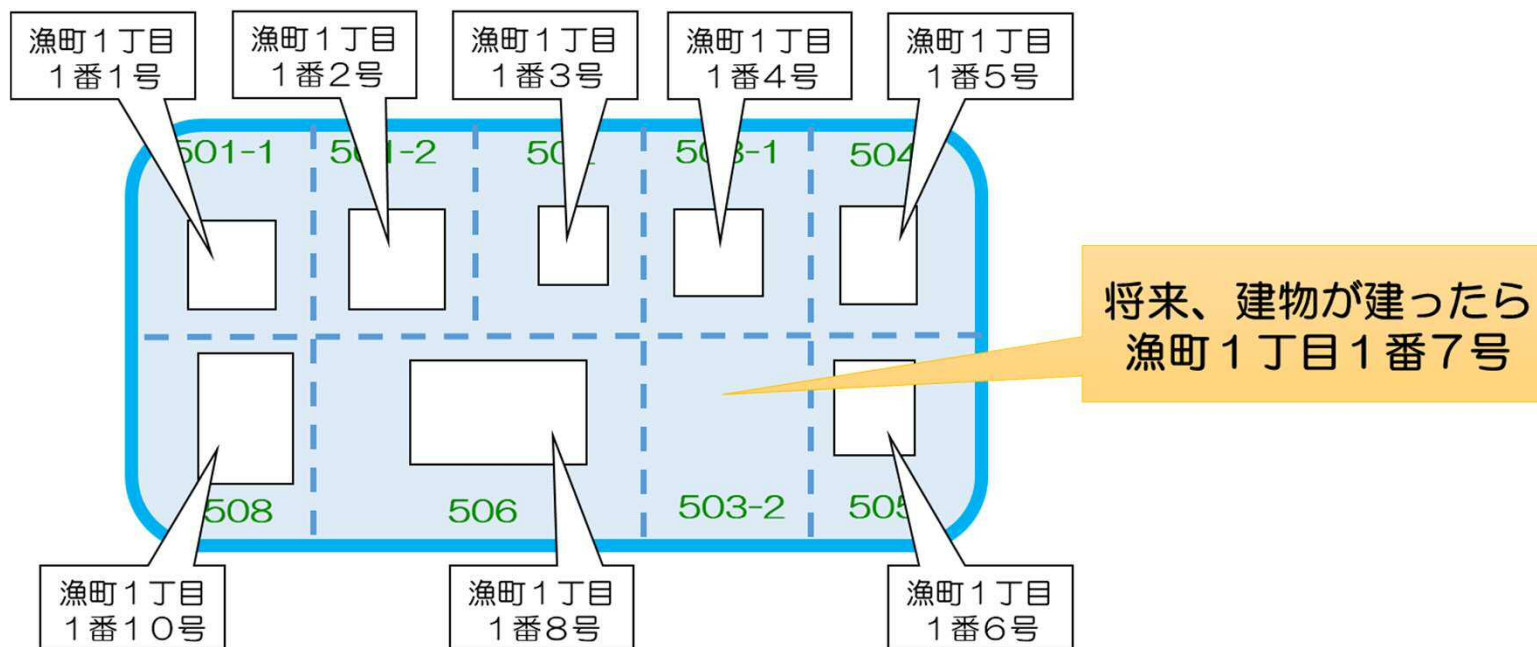


現在

住居表示事業とは④

そこで、新たに「漁町〇丁目〇番〇号」という地番とは別の番号を付けていき、住所をわかりやすくする事業が「住居表示事業」です。

【例】



住居表示事業とは⑤

住居表示実施地区で建物を新築（建て替え含む）した場合は、市役所に「建築物の新築届出書」を提出する必要があります。

これにより建物の住所（〇〇町〇丁目〇番〇号）を決定し、届出人に対して「住居番号の設定通知書」が交付されます。

【例】

【建物を新築】

土地の地番

漁町1丁目503番2

新築届出書
の提出



【住所を決定】

漁町1丁目 1番 7号
町名 街区符号 住居番号

※共同住宅の場合
漁町1丁目 1番 7-101号

住居表示事業とは⑥

恵庭市では、平成7年度より住居表示事業を開始し、これまでに市内18地区で実施しています。

実施年度	対象地区	新 町 名	実施年度	対象地区	新 町 名
H7年度	有明町	有明町1～6丁目	H14年度	和光町	和光町1～4丁目
H8年度	大 町	大町1～4丁目	H15年度	牧場の一部	美咲野1～6丁目
〃	文京町	文京町1～4丁目	H16年度	住吉町	住吉町1～4丁目
H9年度	白樺町	白樺町1～4丁目	H17年度	緑 町	緑町1～2丁目
H10年度	駒場町	駒場町1～6丁目	H18年度	幸 町	幸町1～4丁目
H11年度	桜 町	桜町1～4丁目	H20年度	戸磯の一部	和光町5丁目
H12年度	島松本町	島松本町1～4丁目	H24年度	北柏木町の一部	北柏木町1～2丁目
〃	島松仲町	島松仲町1～3丁目	H26年度	柏木町の一部	柏木町1～3丁目
H13年度	島松旭町	島松旭町1～4丁目	H27年度	柏木町の一部	柏木町4～5丁目
〃	島松東町	島松東町1～4丁目	R2年度	相生町	相生町1～4丁目

住所と地番の関係

現在、住所は土地の地番を使用しています。住居表示実施後は、地番の番号自体は変わりませんが〇丁目が新たに付きます。
そのため「住所」と「地番」は違う番号になります。

～現在～

住所：恵庭市漁町501番地

地番：恵庭市漁町501番



～新しい表し方（例）～

住所：恵庭市漁町1丁目1番1号

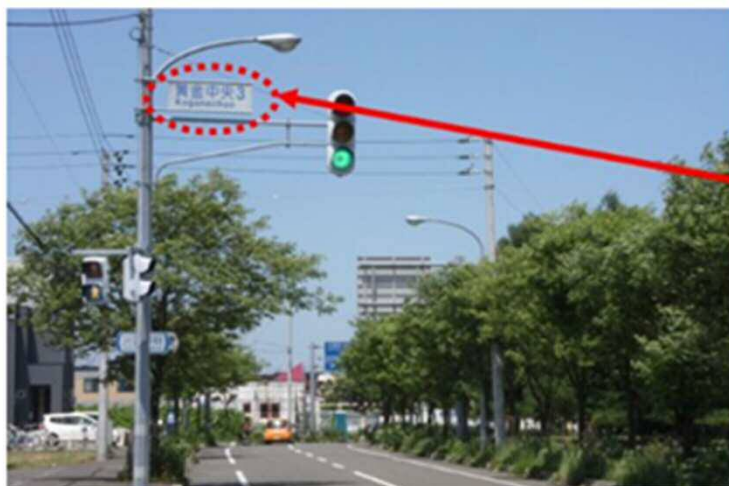
地番：恵庭市漁町1丁目501番

標識等の設置

住居表示実施後は、町内に表示板や案内板を設置します。

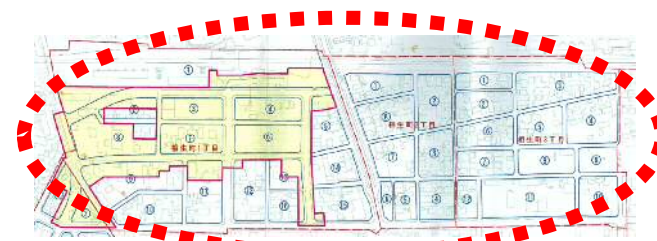
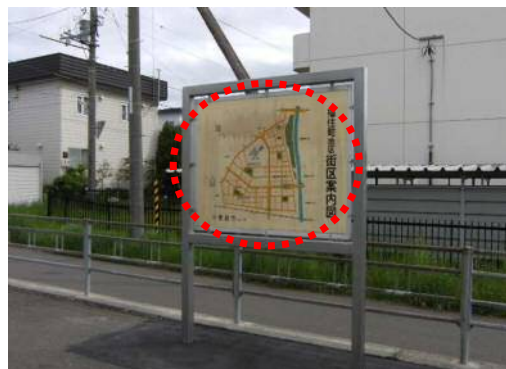
＜主要地点表示板＞

信号機などに町名表示板を設置します。



＜街区案内板＞

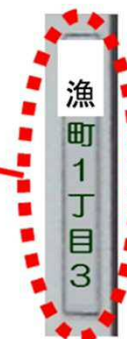
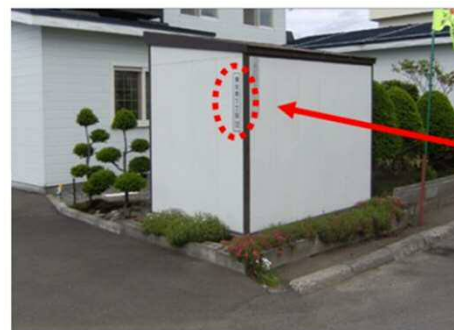
漁町の街区を示す地図を
主要な道路または公園に
設置します。



漁町〇丁目〇番までの地図

＜街区表示板＞

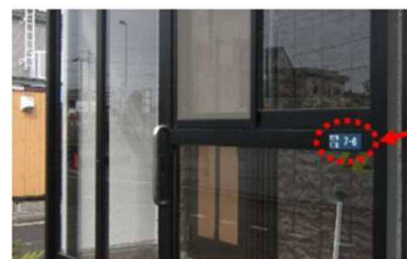
街区の角地の建物には、
街区表示板の取付をお願い
します。



漁町〇丁目
〇番までのプレート

＜住居番号表示板＞

お家の玄関付近に町名板
と住居番号表示板の取付
をお願いします。



漁町〇丁目〇番〇号までのプレート

住居表示のメリット

住居表示の実施により住所がわかりやすくなることで、次のような効果が期待されます。

郵便物などの配達が正確に行われる。

住宅や事業所などを初めて訪ねる際に探しやすくなる。

緊急車両が現場を特定しやすくなる。

など

住居表示実施後の手続き

住居表示を実施すると住所が変わるため、様々な住所変更の手続きが必要です。

- 商業・法人登記
- 土地・建物登記
- 税金、社会保険、労働保険、雇用保険
- 会社で作成しているもの（住所入りのもの）
- その他

<商業・法人登記簿の変更手続き>

会社や法人を登記していて、本店または支店の住所が漁町の場合は、変更手続きが**必要**です。（住居表示実施後2週間以内）

さらに役員の住所が漁町の場合は、こちらの変更手続きも**必要**となります。

商号	恵庭住居表示株式会社
本店	北海道恵庭市 漁町500番地
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載して行う。
会社成立の年月日	平成7年7月7日
目的	1. 土地家屋の調査及び測量 2. 住居表示関連標識の製造及び販売 3. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	2400株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株
資本金の額	金3000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役 恵庭 二郎
	取締役 恵庭 二郎
	北海道恵庭市 漁町600番地 代表取締役 恵庭 一郎
登記記録に関する	設

会社住所：変更手続きが必要

役員住所：変更手続きが必要

<土地・家屋登記簿の変更手続き>

土地・家屋登記簿の所在は法務局で変更しますので手続きは不要です。

ただし、所有者の住所は変更手続きが必要です。

そのため、所有者の住所が漁町の場合は所有しているすべての土地・家屋登記簿の変更手続きが必要となります。

所有者の住所が漁町ではない場合は手続きはありません。

土地の所在：変更手続き不要

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年1月23日	不動産番号	0000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	恵庭市漁町			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付[登記の日付]	
33番2	宅地	300	00	33番から分筆 [平成10年1月23日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成10年1月23日	所有者 恵庭市漁町700番地 株式会社 恵庭

所有者の住所：変更手続きが必要

<税金、社会保険、労働保険、雇用保険>

●国 税

「異動届出書」を商業・法人登記の手続き後速やかに管轄の税務署（札幌南税務署）へ提出してください。 ※個人事業主の方は「異動申出書」

●社会保険

「健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更届」を原則5日以内に管轄の年金事務所（新さっぽろ年金事務所）へ提出してください。

●労働保険

「労働保険名称、所在地等変更届」を10日以内に管轄の労働基準監督署（札幌東労働基準監督署）へ提出してください。

●雇用保険

「雇用保険事業主事業所各種変更届」を10日以内に管轄のハローワーク（ハローワーク千歳）へ提出してください。

<会社で作成しているもの（住所入りのもの）>

●会社の住所印（横判）

●会社名・住所入りの封筒

●ホームページの住所

など

〒061-1414
恵庭市漁町〇丁目〇番〇号
株 式 会 社 いざりまち
代表取締役 えにわ いざり
TEL 0123-33-〇〇〇〇



<その他の住所変更手続き>

名称	手続き先	備考
電気、ガス、灯油	各契約会社	
固定電話、インターネット回線	各契約会社	
銀行	各金融機関	
保険	各保険会社	
会社名義の普通自動車の車検証	札幌運輸支局	必須ではありませんが、住所変更するには手続きが必要です
会社名義の軽自動車の車検証	軽自動車検査協会	必須ではありませんが、住所変更するには手続きが必要です

<郵便局関連の手続き>

お取引している相手方などに住所変更をお知らせするためのハガキを配布いたしますので、ご活用ください（郵送料無料）。

郵便はがき

通信事務郵便

「住所変更通知はがき」

郵便番号 〇六〇一四九九
恵庭市住吉町二丁目五番一二号

日本郵便(株)恵庭郵便局

様

住所の表示変更のお知らせ

住居表示の実施により令和〇年〇月〇日から、恵庭市漁町の住所の表示が変更されました。

下記お知り合いの方へこれから郵便物をお出しの際は、必ず新住所でお書きください。

※住居表示は住所の表示変更であり、お引越されたものではありません。

【旧住所】〒061-1414

恵庭市 漁町 () 番地

【新住所】〒061-1414

恵庭市 漁町 丁目 番 号
() 方

【住所の表示変更となった方の氏名】

※同居人の方は、「何方々」までお書きください。

実施スケジュール（予定）

令和6年11月	議会審議（区域、方法の決定）
令和7年1～2月	区域、町名変更の公示
令和7年3月	議会審議（町名変更の決定）
令和7年4月～	現地調査（業者訪問）
令和7年9月27日（土）	住居表示実施
住居表示実施後	住所変更手続き等開始

おわりに

予定どおり進めば、令和6年11月に住居表示の実施を決定し、みなさまにお知らせします。

その後、4月～現地調査などで業者が訪問させていただく場合がございます。

みなさまにはご負担をおかけしますがご協力をお願いいたします。